

令和6年度入会金及び会費内訳

入 会 金

定款第8条に基づき令和6年度の入会金を次のとおりとする。

会員 種別	会費 区分	区 分 説 明	入会金
正 会 員	A	イ. 薬局を開設する薬剤師 ロ. 店舗販売業、卸売販売業、医薬品製造販売業等を営 営する薬剤師 ハ. 管理薬剤師として勤務する薬剤師	5, 0 0 0
	B I	前記以外の勤務薬剤師（但しBⅡ・BⅢを除く）	5, 0 0 0
	B Ⅱ	病院、診療所・老健施設等・行政の薬剤師	5, 0 0 0
	B Ⅲ	イ. A会員の家族で同一事業所に勤務する薬剤師 ロ. 非就業薬剤師（注1）	5, 0 0 0
賛 助 会 員	I	会員が管理薬剤師として勤務する薬局を開設する 法人又は薬剤師以外の者	0
	Ⅱ	イ. 会員が管理薬剤師として勤務する卸売販売業、医薬品 製造販売業等を営営する法人又は薬剤師以外の者 ロ. 会員が勤務する店舗販売業を営営する法人又は 薬剤師以外の者	0
	Ⅲ	イ. 会員が営営する店舗において医薬品販売に従事する薬 剤師以外の者 ロ. 医薬品製造販売業及び卸売販売業等に勤務する薬剤師 以外の者	0
	Ⅳ	その他希望する個人及び団体	0
寿会員	寿会員	4月1日時点で満77歳以上の会員で、寿会員を希望する 者	0
特別 会員	特別 会員	イ. 薬学を専攻する学生 ロ. 薬学及びそれに関連する知識、業務経験を有する者	0

※ 旧県薬会員及び他県からの転入者（日薬会員に限る）は1年以内の入会に限り免除する。

注1 非就業薬剤師とは、薬剤師としての勤務実態がない者、又はあっても不定期な者をいう。

（※ 短時間、短日数勤務であっても定期的な勤務実態のある場合は非就業ではない。）

※ 入会申込書提出と同時に、ご入金をお願いします。

新規施設会費

薬局開設者は、会員が管理薬剤師として勤務する店舗開設毎に下記の新規施設会費を納める。

正会員Aーイ 1 5 0, 0 0 0円

賛助会員I 1 5 0, 0 0 0円

※ 開局資料提出と同時に、ご入金をお願いします。

振 込 先（入会金・新規施設会費）

銀行振込	鹿児島銀行 鴨池支店 普通 No. 1 0 8 6 7 4 6 公益社団法人 鹿児島県薬剤師会
------	---

※ 払込票でのお支払い（コンビニ・ゆうちょ銀行・郵便局）を希望する方は、専用の払込票をお送りいたしますので県薬までご連絡ください（TEL：099-257-8288）

令和6年度会費及び負担金内訳

一般会費

会費等区分	県薬				日薬	合 計
	会費	保険薬局負担金	九山大会負担金	薬連	会費	
A 会 員	36,000	5,000	5,000	16,000	18,000	80,000
B I 会 員	20,000		5,000	5,000	7,000	37,000
B II 会 員	14,000		5,000	5,000	7,000	31,000
B III 会 員	8,000		5,000	5,000	7,000	25,000
賛助会員 I	0			0	0	0
賛助会員 II	0			0	0	0
賛助会員 III	8,000			0	0	8,000
賛助会員 IV	12,000			0	0	12,000
寿 会 員	0	5,000	5,000	0	0	10,000
特 別 会 員	1,000			0	0	1,000

- ※ 正会員で、4月1日の時点で満77歳以上の者は県薬会費を免除する。
 ※ 保険薬局負担金は保険薬局の管理薬剤師に限る ※ 地域薬剤師会費は別途
 ※ 令和6年度のみ正会員及び寿会員から第83回九州山口薬学大会（鹿児島県開催）の負担金を徴収する

応能会費

薬局開設者（法人又は個人）は、会員が管理薬剤師として勤務する店舗毎に下記により応能会費を納める。

- 令和5年1月から令和5年12月までの年間処方箋枚数に4.0円を掛けた額を年間応能会費額とする。
 但し、年間処方箋枚数48,000枚をもって上限とする。また、2,400枚以下の場合には徴収しない。
 なお、年間処方箋枚数は毎年所管の保健所へ提出する前年分「取扱処方箋数届書」のうち「様式第七」の「前年における総取扱処方箋数」をもって充てる。
- 令和6年途中から開局した薬局については、月平均枚数×12を年間処方箋枚数とする。
 なお、月数の計算において、ひと月未満はひと月とみなす。
- 令和6年1月以降開局した薬局については、毎月の処方箋枚数を報告してもらい、その枚数に4.0円を掛けた金額を月間応能会費額とする。但し、月間処方箋枚数4,000枚をもって上限とし、200枚以下の場合には徴収しない。
 具体的には各月（令和6年1月から12月）処方箋枚数を、翌月10日までに事務局より送付される報告書に記入の上ファックスで返送する。但し、初回のみ3月25日までに1月分、2月分の処方箋枚数を同時に報告する。
- 令和6年度途中で閉局した薬局については月割り計算とし、最終月にて修正徴収する。
- 令和6年1月以降、令和5年に比べ大幅に処方箋枚数が減少した薬局については、直近6か月分の社保及び国保請求書等、処方箋枚数を証明する書類とともに申請。理事会において審議後修正する。
- 万一上記の報告書の提出のない場合は上限の年間48,000枚（月間4,000枚）とする。

上記①②については、年間応能会費額の10等分を、令和6年6月から翌年3月まで、毎月12日までに銀行口座より10回定額自動引き去りとする。

但し、令和6年1月以降開局した薬局（上記③）については月間応能会費額を、調剤月の3ヵ月後に引去る。

鹿児島大学病院FAXコーナー負担金

FAXコーナーからの送信1件につき100円の負担金を徴収する。

但し、同一日に2回以上送信した患者様分については、送信月の翌月10日までに「FAX受信回数訂正申請書」を県薬事務局へ提出し件数訂正する。

徴収方法については送信月の3ヵ月後に各薬局指定の銀行口座より引去る。